

著作権法違反防止と危機管理対応

～ 社内規則・行動マニュアル見直しのポイントと留意点 ～

●プログラム●

【開催主旨】

企業内においては、新聞記事や書籍をコピーしてファイルし、CD-ROMやWEB上のデジタルデータをコピーして保存し、こうした文書やデータを利用して社内文書やプレゼン用資料を作成し、これを配布したり、インターネット上で送信するなどしています。そして、これらの行為は業務遂行上日常的に行われているものの、よく考えてみると著作権者に無許諾で著作物の複製等の利用を行っているのですから、著作権法違反行為と評価されるものであり、企業は、コンプライアンスの観点から、社内規則や違反防止マニュアルを制定してこうした行為を直ちに禁止すべきこととなります。

また、危機管理対応にとっては規程の制定だけでなく適切な運用のために具体的な行動のあり方を示すマニュアルの存在が不可欠です。既存のリスク管理規程及び社内の犯罪行為の予防システムを見直すことは、これまで以上に企業不祥事の防止だけでなく役員の法的責任の防止という観点から重要になります。

会社の危機はマスコミの関心の対象となりやすく、記者会見、記者からの取材対応が重要になる場合は少なくありません。クライシス・コミュニケーションはますます重要になるでしょう。

本セミナーでは、著作権法違反防止と危機管理対応における社内規則・行動マニュアル見直しのポイントと留意点について解説いたします。

日時：2010年1月26日（火） 13:15～16:30

会場：東京・市ヶ谷 「アルカディア市ヶ谷」 TEL 03-3261-9921

講師： さくら共同法律事務所 弁護士 荒竹 純一氏

【略歴】 1986年 東京弁護士会に登録 さくら共同法律事務所入所

1991年 さくら共同法律事務所のパートナー

1994年 ニューヨーク市コロンビア大学ロースクール留学

1995年 同大学ロースクールから修士号(LL.M.)を受ける

その後同大学ロースクール大学院に研究生として在籍

1996年 ニューヨーク市のSKADDEN,ARPS,SLATE,MEAGHER&FLOM法律事務所入所

1997年 帰国 さくら共同法律事務所パートナーとして復帰

【主な著書】「ビジネス著作権法」産経新聞出版、「民法の本」ごま書房、「情報は誰のものか？」青弓社他

鳥飼総合法律事務所 弁護士 吉田 良夫氏

【略歴】 1986年 弁護士登録。専門は会社法、内部統制、コンプライアンス(法令順守)、危機管理(危機対応を含む)、事業承継コンサルティング、個人情報管理など。

【主な著書】「弁護士が書いた失敗しない事業承継」(TKC 出版)、「内部統制の責任と現状」(共著、税務経理協会)、「内部統制の理念」(共著、第一法規)、「個人情報管理の急所」(中央経済社)他

●参加要領●

受講料：1名（税込）

正会員	31,500円	一般	34,650円
	(本体30,000円)		(本体33,000円)

* 会員企業一覧は以下の当会ホームページにて、ご確認いただけます。http://www.bri.or.jp

申込書に所定事項ご記入の上、下記担当者あて FAX または e-mail にてお送り下さい。後日、受講票・請求書をお送り致します。

お申込後のキャンセルは原則としてお受けいたしかねますので、お申込者のご出席できない場合には、代理の方のご出席をお願い申し上げます。

セミナーに関するお問い合わせについては、当会ホームページより（公開セミナー）（よくあるご質問）をご参照下さい。

申込先 社団法人 企業研究会

担当) 村野 e-mail murano@bri.or.jp

〒102-0083 千代田区麹町1-6-2 アーバンネット麹町ビル6F

TEL 03-5215-3516 / FAX 03-5215-0951～2

091471-0304	2010.1.26 著作権法違反防止と危機管理対応		
会社名			
住所	〒		
TEL	FAX		
部課 役職	フリガナ	-----	
	お名前		
e-mail			
部課 役職	フリガナ	-----	
	お名前		
e-mail			

* 申込書にご記入頂きました個人情報、本研究会に関する確認・連絡及び弊会主催のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

著作権法違反防止と危機管理対応

～ 社内規則・行動マニュアル見直しのポイントと留意点～

【13:15～14:45】

「著作権法違反防止マニュアルの見直しのポイントと留意点」

さくら共同法律事務所 弁護士 荒竹 純一氏

1. 企業における法令遵守と著作権法
2. 日常業務における著作物の利用行為とその法的評価
 - (1) 日常業務における著作物の利用行為
企業内の文書コピー、CD-ROMやWEB上のデジタルデータの保存、文書やデータの配布、インターネット上で送信行為は、著作物の利用行為か
 - (2) 利用行為に対する法的評価
上記行為は、著作権者の複製権、公衆送信権等の侵害行為か
3. 権利制限規定の適用の有無
 - (1) 総論
企業内での著作物の利用行為が許される場合があるのか
 - (2) 私的使用を目的とした複製
企業内利用は私的使用か
 - (3) フェアユースの適用
企業内利用はフェアユースか
 - (4) 企業内利用の全面禁止の必要性
企業内利用が複製権や公衆送信権侵害であれば、社内規則や違反防止マニュアル等においてその利用を全面的に禁止しなければならないのか
4. 社内規則・違反防止マニュアルの作成・運用ノウハウ
 - (1) 法令遵守の必要性
企業内での法令遵守の観点からは、侵害行為を全面的に禁止する必要がある
 - (2) 業務上不可避な企業内利用行為と法令遵守の狭間
法令遵守を形式的に遂行すれば業務が著しく滞る可能性がある
 - (3) 社内規則・違反防止マニュアルの作成及び運用方針
法令遵守を遂行しつつ、企業内業務の円滑遂行のための社内規則・違反防止マニュアルの作成・運用のノウハウ

【15:00～16:30】

「企業の危機管理対応マニュアルの見直しのポイントと留意点」

鳥飼総合法律事務所 弁護士 吉田 良夫氏

1. 危機発生時のダメージ軽減方法についての基本事項
2. 既存のリスク管理規定の見直し
3. 不況時に発生しやすい社内違法行為についての対応方法
4. 他社の違法行為に対する対応方法
5. 役員の法的責任が変化しつつあることの理解
6. クライシス・コミュニケーションの重要性
7. クライシス・コミュニケーションの実践的ポイント
8. 取材対応の際のポイント
9. 取材対応中及び取材後のポイント